平成２５年（フ）第１４６号
兵庫県宝塚市売布２丁目５番15号106、前住所兵庫県宝塚市中山桜台６丁目18番２―1114号
債務者　日谷　綾美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
広島県呉市阿賀南４丁目１番10号
債務者　上野　隆世
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第７８号
広島県呉市広中迫町12番５号
債務者　山岡　良平
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第７９号
広島県呉市広中迫町12番５号
債務者　山岡　由美
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１１０号
徳島県板野郡藍住町徳命字小塚東55番地12
債務者　原田　匡子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２４号
徳島県徳島市住吉４丁目６番26号
債務者　山内　　勉
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０号
佐賀県唐津市鏡2655番地１　鏡岩村コーポ６号
債務者　浦川　和子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３３９号
熊本県宇土市椿原町30番地９
債務者　尾﨑　広美
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７９号
熊本市中央区中央街７番５号　ドノーレ604号
債務者　太田　弥生
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８０号
熊本市西区島崎４丁目11番12号　長命水アパート201号室
債務者　青木　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８２号
熊本市中央区黒髪２丁目10番16号　Kハイツ102号
債務者　甲斐　　旭
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８７号
熊本市中央区水前寺公園３番18―102号　パークサイドビル、前住所熊本市東区健軍３丁目13番20号　パステルハウス101
債務者　大岡　とも（旧姓山崎・小川・阿部・旧名友美）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７３号
神戸市兵庫区松原通２丁目５番２号、従前の住所兵庫県姫路市城見台４丁目12番地７
債務者　並松千代子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６号
神奈川県横須賀市森崎３丁目５番O―203号
債務者　小澤　妙子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８７号
広島県福山市神辺町大字川南446番地１　アルトポンテローザＢ101、旧住所広島県府中市鵜飼町177番地１
債務者　藤田　弘秋（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９４号
広島県福山市多治米町５丁目９番10号　田中アパート３号、旧住所広島県福山市沼隈町大字能登原2161番地
債務者　武田　光雄
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９５号
広島県福山市御幸町大字下岩成1254番地　グランディール202号、旧住所広島県福山市御幸町大字下岩成14番地の１
債務者　村島　昌子（旧姓薬師寺）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係